

平成 22 年 9 月 13 日

栗山町議会議長 橋 場 利 勝 様

議会運営委員会
委員長 伊 達 佐 重

所 管 事 務 調 査 報 告 書

平成 22 年第 4 回栗山町議会定例会において決定した所管事務調査について
会議規則第 47 条第 2 項の規定に基づき、報告をいたします。

記

1 . 調査事項 議会活性化について

2 . これまでの調査日程

調 査 年月日	ところ	出欠 状況	内 容	結果	摘要
22.2.2	委員会室	6	栗山町第 5 次総合計画について（総合計画の策定と運用に関する条例策定委員会の設置）	継続	
	第 1 会議室	6	総合計画の見直しに係る意見交換会（一般会議） 専門的知見の活用（北海学園大学法学部教授 神原勝氏）		
22.2.8	委員会室	4	・委員長互選 ・委員会の運営方法について ・条例策定委員会案の作成（骨子）	〃	小委員会
22.2.24	〃	4	検討事項の協議及び専門的知見の活用（北海学園大学法学部教授 神原勝氏）	〃	〃
22.3.2	〃	4	検討事項の協議及び専門的知見の活用（北海学園大学法学部教授 神原勝氏）	〃	〃
22.3.24	〃	4	行政側との意見交換会（栗山町議会基本条例第 14 条第 2 項に基づく一般会議）	〃	〃
22.4.7	〃	4	行政側との意見交換会（栗山町議会基本条例第 14 条第 2 項に基づく一般会議）	〃	〃

22.4.20	〃	4	行政側との意見交換会（栗山町議会基本条例第14条第2項に基づく一般会議）	〃	〃
22.5.14	〃	3	前総合計画審議会答申策定委員との意見交換会（栗山町議会基本条例第14条第2項に基づく一般会議）	〃	〃
22.5.24	第1会議室	4	前総合計画審議会委員との意見交換会（栗山町議会基本条例第14条第2項に基づく一般会議）	〃	〃
22.6.3	委員会室	4	行政側との意見交換会（栗山町議会基本条例第14条第2項に基づく一般会議）	〃	〃
			検討事項の協議及び報告まとめ	〃	〃
22.6.14	〃	6	栗山町第5次総合計画について（総合計画の策定と運用に関する条例案）	中間報告まとめ	
22.7.16	〃	6	議会報告会資料の確認事項と進め方について	継続	
22.8.6	カルチャープラザ Eki	13	議会報告会		
22.8.31	議事堂	13	議会モニター・サポーター会議		
22.9.3	委員会室	4	行政側との意見交換会（栗山町議会基本条例第14条第2項に基づく一般会議）	継続	小委員会
			検討事項の協議及び報告まとめ	〃	〃
22.9.7	委員会室	6	栗山町第5次総合計画について（総合計画の策定と運用に関する条例案）	まとめ	

3. 結 果

平成22年2月2日の議会運営委員会において「総合計画の策定と運用に関する条例策定委員会」の設置を決定し、地域主権、町の責務、財政規律、情報公開と住民参加など今後の総合計画に必要な事案を検討した。この条例については今定例会までに成案とすることで調査して参りましたが住民参加の手法について執行側と合意に至りませんでした。

しかし、住民参加は現在、執行側で進めている100人委員会、自治区構想、今後制定が予定されている自治基本条例なども含め今後とも地域の問題として重要な課題の一つである。

よって、早急に自治基本条例の検討委員会等を設置した中で、住民、議会

を交えて今後の栗山町の住民参加のあり方を議論する場を設置することを強く求める。

本委員会は、議会報告会、モニター・サポーター会議を含め計16回開催し、7ヶ月かけ検討してきた。そのうち、行政側とは5回の意見交換会を開催したが、議会側から今回のような条例を提案される経験を持たない行政側の戸惑いもあり、会議の度に行政側の考え方が変わったことに対しては誠に遺憾に思う。二元代表制においては当然こうしたことが起こりうるのが現実である。

また、本条例が果たす役割の重要性については両者の意見交換の過程で議会、行政の双方とも認識を共通していることを確認した。今後は行政の積極的な取り組みを促したい。

ここに調査日程、経過、執行側との相違点を記述し、報告とします。

行政側との相違点（第13条 総合計画の策定手順）

議会の考え方	執行側の考え方
「今までは行政が総合計画を作成して、策定委員から意見を聴取」であったが、これからは住民（策定委員会）の中に議会も入って仕分け作業と一緒に進める。そのため、現行の総合計画策定審議会などの手続を若干変更する必要がある（今後は町長もマニフェストで計画策定に参加することになる）。町長から委嘱された住民による策定委員会が案策定の過程（討論の柱となる討議要綱の策定や各種参加の推進）をコーディネートし、策定事務局（職員）がそれを補佐するかたちで計画案をまとめる方式。各種参加にともなう政策情報の作成と公開についても新たな考えを若干盛り込む。	策定委員会の役割を精査した上で策定委員会という表現をすることが望ましい。町民との行政懇談会の中では、住民参加のあり方についてもう少し時間をかけて、住民、行政、議会を交えて議論すべきという意見が多かった。現時点では提案するという方向付けはとれない。基本的には策定委員会という表現は使うべきではないと考える。規則等により従来の審議会方式又は策定委員会で位置づけをしていくことがよい。

議会案	執行側提案項目
(総合計画の策定手順)	(総合計画の策定手順)
第13条 総合計画はおおむね以下の手順によって策定する。	第13条 町長は、公募する委員を含め町民で構成する総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置し、総合計画の策定に当たって町民に参加の機会を保障する。
2 町長は、総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という)を設置し、公募する委員を含めて町民のなかから若干名の委員を委嘱するとともに、政策や計画に専門的知識を有する者若干名をアドバイザー委員として加えることができる。	2 策定委員会は、各種参加を推進し、その結果をふまえて総合計画原案(以下「計画原案」という。)を作成のうえ町長に提出する。
3 町長は、策定委員会の活動を補佐するため、職員による総合計画策定事務局(以下「策定事務局」という)を設置する。	3 町長は、計画原案を行政内部で調整し、議会に総合計画案を提案する。

議会案	執行側提案項目
4 策定委員会は、おおむね以下の手順により、各種の参加を推進し、その結果をふまえて総合計画の案を作成する。	4 議会は、適切な審議を経て総合計画を議決する。
適切な方法により、町長、議員及び職員からあらかじめ意見を聴取して、総合計画の策定にあたって討議すべき課題または論点を整理した文書(以下「討議要綱」という)及びそれらの関連資料・統計(以下「関連資料」という)を作成し、公開する。	(削除)
討議要綱及び関連資料に基づいて、町民、町長、議員及び職員の参加を推進し、その意見等をふまえて総合計画一次案(以下「計画一次案」という)を作成し、公開する。なお、町民参加、職員参加は、きめ細かな方法を工夫して実施するものとする。	(削除)
計画一次案をパブリック・コメントに付し、町民、町長、議員、職員から提出された意見等をふまえて総合計画原案(以下「計画原案」という)を作成し、町長に提出する。	(削除)
5 町長は、計画原案を行政内部で調整し、議会に総合計画案を提案する。	(削除)
6 議会は、適切な審議を経て総合計画を議決する。	(削除)